

教育公務員特例法等の一部を改正する法律 について

1. 教育公務員特例法の一部改正
2. 教育職員免許法の一部改正
3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

文部科学省初等中等教育局教職員課

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)【概要】(1/2)

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

- | | | |
|--|---|--|
| 【研修】 <ul style="list-style-type: none">○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難 | 【採用】 <ul style="list-style-type: none">○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要○採用選考試験への支援方策が必要○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 | 【養成】 <ul style="list-style-type: none">○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要○教職課程の質の保証・向上が必要○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要 |
|--|---|--|

【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

- 【免許】**○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)【概要】(2/2)

キャリアステージ	改革のポイント	
養成段階	<ul style="list-style-type: none"> ・教科毎の理論・知識に偏る傾向の改善が必要 ・学校現場を体験する機会等の充実が必要 ・教職課程の質の保証・向上が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・実践・演習重視の授業にシフト ・学校インターンシップの導入(教職課程への位置付け) ・教職課程を統括する組織の設置、評価の推進等
採用段階	<ul style="list-style-type: none"> ・養成と採用の接続の充実が必要 ・県教委の採用選考の質的向上・実施の効率化が必要 ・特別免許状の活用等、選考方法の工夫が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な採用選考の促進(「教師塾」方式の普及等) ・県域を越えた共同採用選考に向けた研究開発 ・特別免許状に係る手続きの改善・活用の弾力化
1～3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・本採・臨採を含めた初任研修の充実が必要 ・教員の大量退職に対応した若手教員育成が必要 ・若手教員の研修体制の充実が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・初任研から初期研修への転換(2, 3年目研修への接続) ・指導力のある教員によるメンター方式の研修の推進 ・複数の教員によるチーム研修の推進
中堅段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダー不足の解消が必要 ・免許更新制と十年研修との関係の整理が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダー育成にシフト(学校運営上の指導能力など) ・研修実施時期の弾力化、相互の特色の強化 <p>※免許更新制は最新知識の獲得、十年研修は組織の中間管理技法の獲得等</p>
ベテラン段階	<ul style="list-style-type: none"> ・学校組織経営上のリーダーシップの強化が必要 ・現代的な教育課題に応じたマネジメント力強化が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・チーム学校として組織力を発揮できる管理職研修の充実 ・学校全体としてのマネジメント力の強化
共通事項	<p>【全段階共通】 新たな教育課題に対応するよう改善が必要</p> <p>【制度】 教員の資質向上の保証システムの整備が必要</p> <p>【基盤】 研修の推進力の強化が必要</p> <p>【機会】 研修機会の確保等が必要</p> <p>【教職大学院】 教職大学院活用による資質能力の促進が必要</p>	<p>【全段階共通】新たな課題(英語、ICT、道徳、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法改善の必要性、カリキュラムマネジメントの充実等に対応した教員養成・研修</p> <p>【制度】教員育成指針・指標の作成(国、県) ⇒県毎の実施体制(教員育成協議会)※教委、大学、学校等から構成</p> <p>【基盤】研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備((独)教員研修センターの機能強化)</p> <p>【機会】教職員定数の拡充、指導教諭や指導主事の配置の充実</p> <p>【教職大学院】教職大学院の高度化・弾力的活用方法の整備(履修証明制度の活用等を含む)</p>

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

1. 教育公務員特例法の一部改正関係

(1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

新設

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

教員研修計画

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

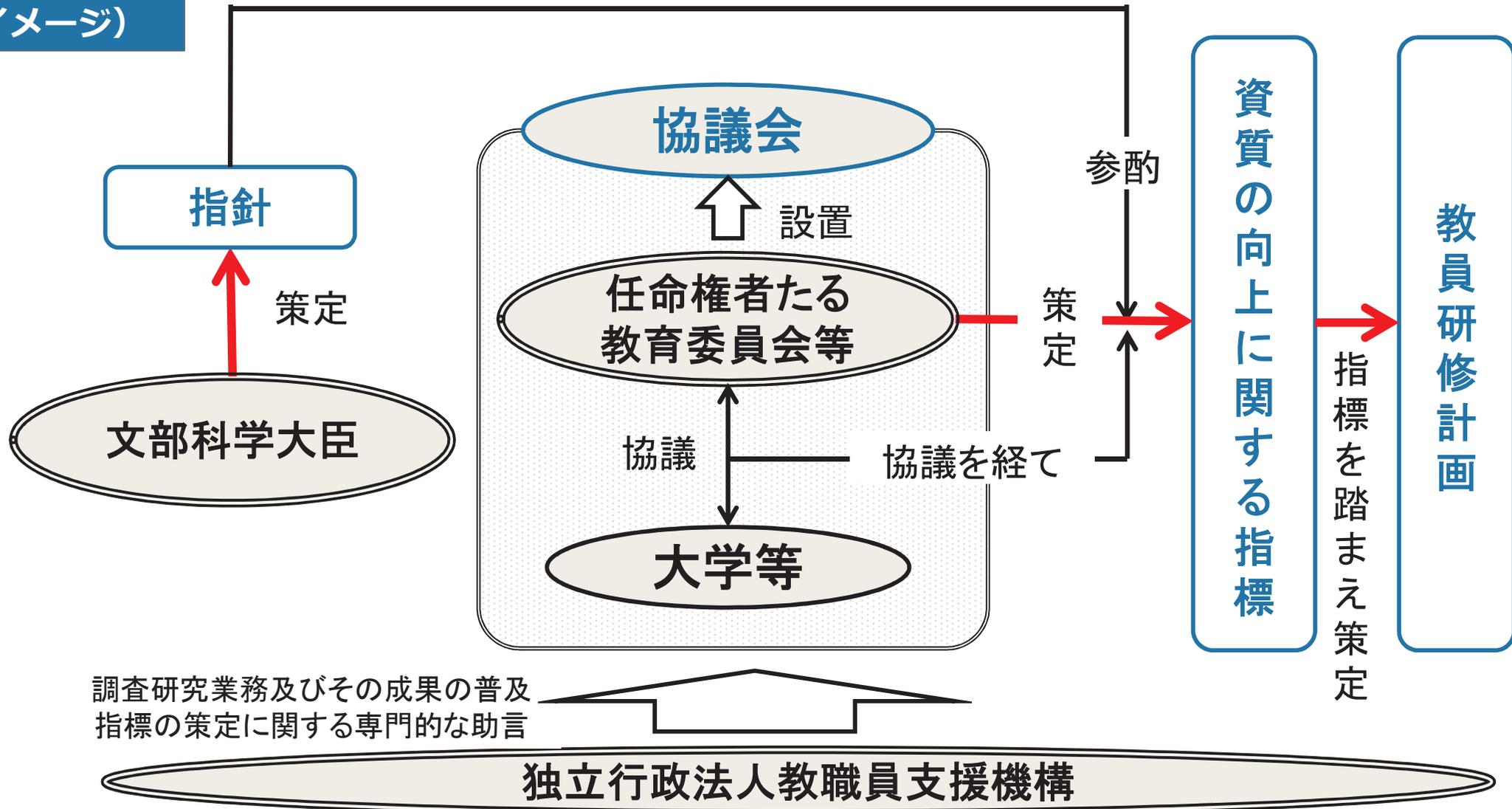
教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下「任命権者実施研修」という）に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとするとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関係する大学等をもって構成するものとする。

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

新たなスキーム
(イメージ)



教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

（2）十年経験者研修の見直し

条	旧	新
第24条	<p>（十年経験者研修）</p> <p>公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（十年経験者研修）を実施しなければならない。</p>	<p>（中堅教諭等資質向上研修）</p> <p>公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（中堅教諭等資質向上研修）を実施しなければならない。</p>

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

2. 教育職員免許法の一部改正関係

条	旧	新								
第4条 〔特別免許状の種類〕	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作、家庭及び体育</u>	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）</u>								
〔別表第一〕 〔免許状取得に必要な科目区分と単位数〕	（中学校教諭一種免許状の場合） <table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>教科又は教職に関する科目</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>【参考】 教科に関する科目・・・大学レベルの学問的・専門的内容 教職に関する科目・・・児童生徒への指導法等</p>	教科に関する科目	20	教職に関する科目	31	教科又は教職に関する科目	8	（中学校教諭一種免許状の場合） <table border="1"> <tr> <td>教科及び教職に関する科目</td> <td>59</td> </tr> </table>	教科及び教職に関する科目	59
教科に関する科目	20									
教職に関する科目	31									
教科又は教職に関する科目	8									
教科及び教職に関する科目	59									
〔新設〕 〔教員研修センターへの事務移管〕	—	文部科学大臣は、独立行政法人教職員支援機構に、 ①免許状更新講習の認定 ②教員資格認定試験の実施 ③免許法認定講習等の認定 に関する事務を行わせるものとする。								

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目		※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること	8	8	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	22	22	14
		各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
		特別活動の指導法			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	4	
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
進路指導の理論及び方法					
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			34	10	2
			83	59	37



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	10	10	6
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目			26	2	2
			83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。
 ※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。
 ※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位数を認めない場合も考えられる。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正関係

条	旧	新
第2条	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人教員研修センター とする。	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人教職員支援機構 とする。
第3条	(センターの目的) 独立行政法人教員研修センター は、校長、教員その他の学校教育関係職員に 対する研修等 を行うことにより、 その資質 の向上を図ることを目的とする。	(機構の目的) 独立行政法人教職員支援機構 は、校長、教員その他の学校教育関係職員に 対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援 を行うことにより、 これらの者の資質 の向上を図ることを目的とする。
第10条	(業務の範囲) センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	(業務の範囲) 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する専門的な助言 を行うこと。 三 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。 五 教育職員免許法の規定による教員免許更新講習及び教育職員免許法認定講習に関する事務 を行うこと。 六 教育職員免許法に規定する教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る)の実施に関する事務 を行うこと。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日もしくは平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)